

JFA 第 31 回全日本フットサル選手権 中国地域大会

大 会 要 項

1 名 称	JFA 第 31 回全日本フットサル選手権 中国地域大会
2 主 催	公益財団法人日本サッカー協会
3 主 管	一般社団法人中国サッカー協会 フットサル委員会 公益財団法人広島県サッカー協会 フットサル委員会
4 協 力	広島県フットサル連盟
5 期 日	2026 年 1 月 24 日(土) 1 回戦 2026 年 1 月 25 日(日) 準決勝、決勝戦
6 会 場	県立みよし公園カルチャーセンタ 〒728-0016 広島県三次市四拾貫町神田谷 TEL : 0824-66-3366
7 参加資格	(1) 公益財団法人日本サッカー協会（以下、「本協会」とする。）に「フットサル 1 種」または「フットサル 2 種」の種別で加盟登録した単独のチームであること。本協会に承認を受けたクラブを構成する加盟登録チームについては、同一クラブ内の他の加盟登録チームに所属する選手を、移籍手続きなしに参加させることができる。 (2) 第 1 項のチームに所属する 2010 年 4 月 1 日以前に生まれた選手であること。 男女の性別は問わない。 (3) 外国籍選手は 1 チームあたり 3 名までとする。
8 参加チーム	F リーグ所属 1 チーム、各県大会で選出されたチーム、及び昨年度優勝県 1 チーム、予選参加チーム最多県 1 チームの計 8 チーム
9 大会形式	以下の項目については、本大会の規定を定める。 以下の項目については、本大会で規定する。 (1) ピッチ 原則として、40m×20m とする。 (2) ボール 試合球：フットサル 4 号ボール (3) 競技者の数 競技者の数：5 名 交代要員の数：9 名以内 ピッチ上でプレーできる外国籍選手の数：2 名以内 (4) チーム役員の数 5 名以内 (5) 競技者の用具 ① ユニフォーム：

(ア)フィールドプレーヤー、ゴールキーパーともに、色彩が異なり判別しやすい正副のユニフォーム（シャツ、ショーツ、ストッキング）を参加申込書に記載し、各試合には正副ともに必ず携行すること。

(イ)チームのユニフォームのうち、シャツの色彩は審判員が通常着用する黒色と明確に判別しうるものであること。

(ウ)フィールドプレーヤーとして試合に登録された選手がゴールキーパーに代わる場合、その試合でゴールキーパーが着用するシャツと同一の色彩および同一のデザインで、かつ自分自身の背番号のついたものを着用すること。

(エ)シャツの前面、背面に参加申込書に登録した選手番号を付けること。ショーツにも選手番号を付けることが望ましい。選手番号は服地と明確に区別し得る色彩であり、かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。

(オ)選手番号については1から99までの整数とし、0は認めない。フィールドプレーヤーは1番をつけることができない。必ず、本大会の参加申込書に記載された選手固有の番号を付けること。

(カ)ユニフォームへの広告表示については、本協会の承認を受けている場合のみこれを認める。ただし、ユニフォーム広告表示により生じる会場等への広告掲出料等の経費は当該チームにて負担することとする。

(キ)Fリーグチームのユニフォームについては、Fリーグユニフォーム規定に準じる。

(ク)その他のユニフォームに関する事項については、本協会のユニフォーム規程に則る。

② 靴：キャンバス、または柔らかい皮革製で、靴底がゴム、または類似の材質で出来ており、接地面が飴色、白色、もしくは無色透明のフットサルシューズ、トレーニングシューズ、または体育館用シューズタイプのもの。（スパイクシューズおよび靴底が着色されたものは使用できない。）

③ ビブス：交代要員は、競技者と異なる色のビブスを用意し、着用しなければならない。

(6) 試合形式

8 チームによるトーナメント方式。

(7) 試合時間

40分間（前後半各20分間）のプレーイングタイムとし、ハーフタイムのインターバルは10分間とする。（前半終了から後半開始まで）

(8) 試合の勝者を決定する方法（試合時間内で勝敗が決しない場合）

① 延長戦は行わず、PK方式（5名）により勝敗を決定する。

② 準決勝、決勝戦：10分間（前後半各5分間）の延長戦を行い、決しない場合はPK方式（3名）により勝敗を決定する。延長戦に入る前のインターバルは5分間とし、PK方式に入る前のインターバルは1分間とする。

10 競技規則

大会実施年度の公益財団法人日本サッカー協会フットサル競技規則による。

11 懲 罰	<p>(1) 本大会の規律問題は、「JFA 基本規程（懲罰規程）」に従い、大会規律委員会で処理する。</p> <p>(2) 本大会とそれに繋がる予選大会は懲罰規定上の同一競技会とみなし、予選大会終了時点での退場・退席による未消化の出場停止処分は本大会において順次消化する。</p> <p>(3) 本大会とそれに繋がる予選大会は懲罰規定上の同一競技会とみなすが、予選大会での累積警告は本大会に影響を及ぼさない。</p> <p>(4) 本大会における警告累積による停止処分については、(公財)日本サッカー協会懲罰基準に従い実施する。</p> <p>i) 大会期間中に警告を 2 回受けた選手は、直近の本大会 1 試合に出場できない。なお、本大会期間中に科せられた警告の累積は他大会には影響を及ぼさない。 [JFA 懲罰規程(別紙 2)第 2 条 3 項]参照]</p> <p>(5) 本大会において退場を命じられた選手は、自動的に直近の本大会 1 試合に出場できず、それ以降の処置については規律委員会において決定する。[JFA 懲罰規程(別紙 2)第 4 条]参照]</p> <p>(6) 本大会において、他大会等の出場停止処分を消化する場合は、事前に書面にて大会事務局まで提出しなければならない。[JFA 懲罰規程(別紙 2)第 7 条]参照]</p> <p>(7) 出場停止処分を受けた者は、JFA 懲罰規程(別紙 2)第 3 条の通り、試合が終了するまで制限される区域には立ち入ることは出来ない。</p> <p>(8) 本大会は JFA 規約規程「第 12 章 懲罰」に則り、大会規律委員会を設け、委員長は本大会運営委員長とし、委員については委員長が決定する。</p> <p>(9) 本大会の規律問題は、「JFA 基本規程（懲罰規程）」に従い、大会規律委員会が処理しなければならない。</p>
12 参加申込	<p>(1) 大会登録票に記載しうる人員は、1 チーム当たり 26 名（選手 20 名、役員 6 名）を上限とし、その選手は各県大会に登録した者とする。ただし、3 名を上限に選手変更（追加）して、申込みすることができる。その場合、前記参加資格を満たし、かつ本大会（地域大会、都道県大会を含む）において他のチームで出場していないことを条件とする。</p> <p>(2) フットサル大会登録票に必要事項を正確に記入し、電子データをメールにて大会事務局に提出すること。原紙は各県サッカー協会に承認を受けた上で、協会印を押したものを作成し、大会当日に持参すること。</p> <p>(3) 大会事務局 (公財) 広島県サッカー協会 フットサル委員会 川野 貴志 TEL 090-4698-5532 E-mail futsalnet@hiroshima-fdo.net</p>
13 申込締切	募集締切日： 2026 年 1 月 16 日（金） 12:00 必着（参加費も同様）

14	参 加 料	<p>金額：20,000 円 下記口座に振込(2025 年 1 月 16 日までにチーム名にて振込)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆうちょ銀行から振込の場合 <p>銀行：ゆうちょ銀行 記号：15180 番号：56444211 口座名：一般社団法人中国サッカー協会</p> ・他金融機関から振込の場合 <p>銀行：ゆうちょ銀行 店名：五一八 口座番号： 普通 5644421 (7桁) 口座名：一般社団法人中国サッカー協会</p>
15	選 手 証	各チームの登録選手は、JFA 発行の選手証（写真を貼付したもの）を持参すること。 確認できない場合は、試合に出場する事ができない。
16	表 彰	優勝チームを表彰する。
17	交通宿泊	(1)大会参加に要する経費は、全額参加者の負担とする。 (2)交通・宿泊は全て参加チームにて手配すること。
18	傷害補償	試合中、練習中を問わず場内外の器物を破損した場合は、当該チームにおいて弁済するものとする。また、場内外で負傷や事故等が発生した場合は当該チームが処置を行い、一般社団法人中国サッカー協会及び公益財団法人広島県サッカー協会は一切の責任を負わない。チームの責任において傷害保険等に加入すること。
19	日 程	組合せは、一般社団法人中国サッカー協会 フットサル委員会にて抽選決定する。
20	代表者会議	2026 年 1 月 24 日（土） 9：30 大会運営室で行なう。 代表者会議に不参加ならびに遅刻した場合は、不戦敗とする。
21	マッチコーディネーションミーティング	試合開始予定時間の 60 分前に実施する。 ユニフォーム（正・副）、メンバー票、選手証を持参する。
22	全国大会	下記で開催される全国大会に出場する権利と義務を有する。 1 回戦、2 回戦 2026 年 3 月 14 日（土）～15 日（日） 兵庫、大阪、福岡、静岡 準々決勝、準決勝、決勝 2026 年 3 月 20 日（金・祝）～22 日（日） 東京

23 その他	<p>(ア) 大会要項に違反又はその他不都合な行為があった場合は、規律委員会にてその選手又はチームの処分を決定する。試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止になった場合には、その帰責事由のあるチームは 0 対 5 またはその時点のスコアがそれ以上であれば、そのスコアで敗戦したものとみなす。</p> <p>(イ) 参加資格に違反し、その他不都合な行為があった場合は、そのチームの出場を停止する。</p>